

令和 5 年 度

亀岡市財政健全化及び経営健全化

審 査 意 見 書

亀 岡 市 監 査 委 員



6監査第1014号
令和6年8月19日

亀岡市長 桂 川 孝 裕 様

亀岡市監査委員 関 本 孝 一
亀岡市監査委員 齊 藤 一 義

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率を審査した結果について、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度亀岡市財政健全化審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率審査

2 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているか。

4 審査の主な実施内容

審査にあたっては亀岡市監査基準に準拠し、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正であるかを検証するため、関係諸帳簿及び証書類と照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取して審査を行った。

5 審査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員室

(2) 日 程 令和6年7月31日から令和6年8月9日まで

6 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率は次表のとおりである。

(単位：％)

健全化判断比率	令和５年度	令和４年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	－	－	12.51	20.00
②連結実質赤字比率	－	－	17.51	30.00
③実質公債費比率	13.2	12.9	25.0	35.0
④将来負担比率	65.3	70.2	350.0	

(注 1) ①実質赤字比率、②連結実質赤字比率については、収支が実質赤字でないため、「－」として表示した。

(注 2) 令和４年度の比率は参考として掲載した。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和５年度一般会計等の実質収支が黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

イ 連結実質赤字比率について

令和５年度の連結実質収支が黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

ウ 実質公債費比率について

令和５年度決算に基づく実質公債費比率は 13.2%となっており、前年度と比べると 0.3 ポイント悪化している。なお、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っている。

引き続き、地方債の適正な管理に努められたい。

エ 将来負担比率について

令和５年度決算に基づく将来負担比率は 65.3%となっており、前年度と比べると 4.9 ポイント改善している。また、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っている。

引き続き、一層、健全な財政運営を推進されたい。

(3) 是正改善を要する事項

いずれの指標においても早期健全化基準を下回り、良好な状態にあると認められ、特に指摘すべき事項はない。しかし、今後も厳しい財政状況が続くと予測されることから、より一層、財政の健全化に努められたい。

令和5年度亀岡市経営健全化審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率審査

2 審査の対象

令和5年度決算に基づく次の会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- (1) 亀岡市水道事業会計
- (2) 亀岡市下水道事業会計
- (3) 亀岡市病院事業会計

3 審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているか。

4 審査の主な実施内容

審査にあたっては亀岡市監査基準に準拠し、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正であるかを検証するため、関係諸帳簿及び証書類と照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取して審査を行った。

5 審査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員室
- (2) 日 程 令和6年7月31日から令和6年8月9日まで

6 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているものと認められた。

各会計の資金不足比率は次表のとおりである。

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和5年度	令和4年度	
亀岡市水道事業会計	－	－	20.0
亀岡市下水道事業会計	－	－	20.0
亀岡市病院事業会計	0.4	－	20.0

(注1) 資金不足比率について、資金不足額がない場合は「－」として表示した。

(注2) 令和4年度の比率は参考として掲載した。

(2) 個別意見

亀岡市水道事業会計及び亀岡市下水道事業会計は資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

亀岡市病院事業会計は資金不足額を生じたことから0.4%となっているが、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はないが、今後も厳しい経営環境が続くと予測されることから、より一層、経営の健全化に努められたい。